



富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場

# 第二次御殿場市環境基本計画

## 中間見直し



～未来輝く エコライフシティをめざして～



御殿場市

# 目次



- **環境基本計画の中間見直しについて** ..... 1
  - 第1節 中間見直しの概要 ..... 2
  - 第2節 中間見直しの方針 ..... 3
  - 第3節 国内外における環境行政の動向 ..... 4
  - 第4節 ゼロカーボンシティについて ..... 5
  - 第5節 SDGsについて ..... 6
  
- **第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）**
  - 第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み** ..... 7
    - 第1節 取り組みの体系 ..... 8
    - 第2節 取り組みの推進 ..... 9
  - 【自然共生社会】自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる**
    - 個別目標01 森を守ろう ..... 10
    - 個別目標02 農地を守ろう ..... 12
    - 個別目標03 河川や湧水を守ろう ..... 14
    - 個別目標04 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう ..... 16
  - 【安全・安心な社会】安全・安心に暮らせるまちをつくる**
    - 個別目標05 水環境を良くしよう ..... 18
    - 個別目標06 大気・音環境を良くしよう ..... 20
    - 個別目標07 快適な生活環境にしよう ..... 22
  - 【循環型社会】ごみのないきれいなまちをつくる**
    - 個別目標08 ごみを減らそう ..... 24
    - 個別目標09 環境美化を進めよう ..... 28
  - 【低炭素社会】地球環境にやさしいまちをつくる**
    - 個別目標10 地球温暖化対策を進めよう ..... 30
    - 個別目標11 環境負荷の少ない交通にしよう ..... 34
    - 個別目標12 うるおいのある緑をつくろう ..... 36
  - 【環境教育等】御殿場の環境を後世につなぐ**
    - 個別目標13 環境について知り・考え・行動しよう ..... 38
    - 個別目標14 環境活動を広げよう ..... 40
  
- **資料編**
  - 資料1 ..... 43
  - 資料2 ..... .....
  - 資料3 ..... .....

# 環境基本計画の中間見直しについて

# 第1節 中間見直しの概要

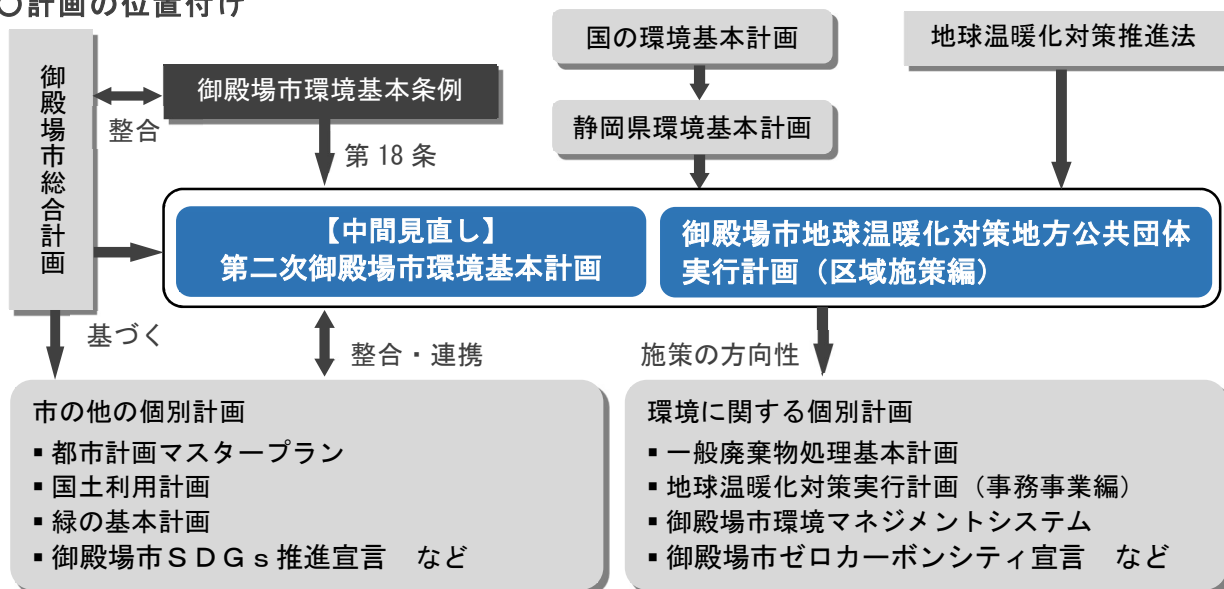


本市では、平成13年3月に『御殿場市環境基本条例』（平成13年御殿場市条例第11号）を制定し、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進して、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、平成16年3月に「御殿場市環境基本計画」を策定しました。その後、計画の課題や、社会情勢の変化などを踏まえ、平成28年3月に「第二次御殿場市環境基本計画」を策定しました。

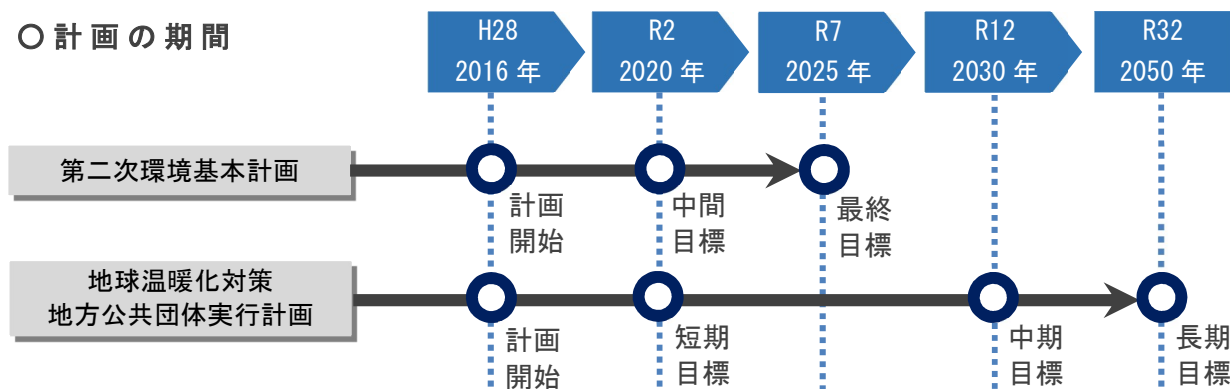
本計画は、平成28年度から令和7年度の10年間を計画の実行期間としていますが、社会情勢や環境状況の変化、本計画の進捗状況及び他の計画との整合性を図るため、おおむね5年間で中間見直しを行うこととしており、令和3年度以降の後期5年間の計画（数値目標など）について見直しを行います。

また、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、平成28年10月に策定した第5章の「御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」は環境基本計画から切り離し、令和4年度に見直し策定を行います。

## ○計画の位置付け



## ○計画の期間



## 第2節 中間見直しの方針



### ● 中間見直しを実施する範囲

本計画の基本的事項である『計画の位置づけ』、『計画の期間』、『対象とする地域』、『対象とする環境の範囲』、『計画を推進する主体と役割』及び『基本理念』についての変更はありません。

今回の中間見直しでは令和2年度までの実績を踏まえ、社会情勢や環境の状況の変化を考慮し、本計画のうち、第4章「目指す環境像の実現に向けた取り組み」を中心に見直しを行います。

### ● 第4章の見直し方針

第4章の5つの『環境目標』とその達成のための『個別目標（14項目）』及び『取組方針（30項目）』については、令和7年度までに実施していく施策や方向性は修正せず、各個別目標の課題や数値目標、各種取組、令和2年12月末までの進捗状況を踏まえ、修正、追加及び変更を行うとともに、事業が完了したものについては、必要に応じて修正します。また、令和7年度までの目標値（数値目標）は、個々の進捗状況（実績値）と今後の見通しを考慮し、必要に応じて数値を変更します。

また、当市はSDGs推進宣言都市であることから、本計画の各種取組・施策を通じて、環境面から地域におけるSDGsの取組を推進し、対応したアイコン表示を追加します。

### ● 第5章の見直し方針

第5章については、温室効果ガス排出量の急激な増大による地球温暖化やそれに伴う異常気象など、単なる「気候変動」を超えた「気候危機」とまで言われている状況を考慮し、脱炭素社会の実現を図るため、市民や事業者とともに2050年までに市内CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言した内容を踏まえ、本計画から切り離し御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定します。

## 第3節 国内外における環境行政の動向



### ●地球温暖化対策・気候変動適応に関する動向

近年、世界各地で記録的な大雨・猛暑・台風等による多くの被害が発生しています。これらの気候変動による影響に適応し、被害を最小化あるいは回避するため、国は平成30年6月に「気候変動適応法」を制定し、同法第7条に基づく「気候変動適応計画」を同年11月に策定しました。

国の動きを受けて、静岡県は平成31年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定するとともに、「静岡県気候変動適応センター」を設置しました。

令和元年6月には「パリ協定<sup>1</sup>」に基づく成長戦略としての長期戦略が閣議決定され、脱炭素社会の構築と、環境と経済成長の好循環の実現が掲げられています。

### ●持続可能な社会の実現に向けた取り組み

平成27年9月の国連総会で「持続可能な開発のためのアジェンダ<sup>2</sup>」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)として令和12年を期限とする17の目標が設定されました。平成30年4月には、「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられています。

### ●生物多様性に関する動向

平成30年3月に静岡県が「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、「100年後、1000年後も自然と人が共生していけるよう今できることから始めましょう」と呼び掛けています。

### ●食品ロス削減に向けた取り組み

日本では食料の多くを海外からの輸入に頼っていますが、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)は平成29年度の1年間に612万t発生したと推計されています。国は、これらの状況を鑑み、国、地方公共団体、事業者、消費者が連携して食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定しました。

### ●プラスチック製買物袋有料化制度の実施

令和2年7月から全国でプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートしました。海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的とされています。

### ●脱炭素化社会の実現に向けた取り組み

令和2年10月に菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。これにより、脱炭素社会の実現が日本全体の目標として掲げられました。

<sup>1</sup>パリ協定：平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、令和2年以降の温室効果ガス排出量削減に関する国際的な枠組みのこと。先進国のみならず、途上国を含む全ての参加国に排出削減の努力を求める史上初の枠組みになっています。

<sup>2</sup>アジェンダ：取り組むべき検討課題や行動計画のこと。

## 第4節 ゼロカーボンシティについて



平成27年に採択されたパリ協定では、地球温暖化・気候変動問題について「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力すること」との目標が国際的に広く共有されました。

平成30年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050年までにCO<sub>2</sub>の実質排出量をゼロもしくはそれ以下にすることが必要」とされ、化石燃料から、再生可能エネルギーや、燃焼させても温室効果ガスを発生しない水素エネルギーなどへの関心が高まっています。

国は、こうした目標の達成に向け、「2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら公表した地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明の検討を呼びかけ、令和2年10月には首相による「国内の温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」旨の「2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。

当市は、国際社会の一員として、また、世界遺産富士山の麓にふさわしいエコガーデンシティ<sup>1</sup>の実現を目指しSDGsに取り組む都市として、市民や事業者と共に、脱炭素社会の実現に貢献するため、令和2年2月に2050年までに市内のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しました。



<sup>1</sup>エコガーデンシティ：御殿場市エコガーデンシティ構想に基づき、本市が目指しているものであり、地域特性や恵まれた自然・社会条件を活かし、産学官金の連携と市民参画により、世界遺産富士山の麓にふさわしい、優れた環境と景観の形成と産業・経済振興が好循環するまちのこと。

## 第5節 SDGsについて



平成27年9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」として令和12年までに達成する17の目標を設定しました。

SDGsの特徴について以下の5点が挙げられます。

- **普遍性** ⇒ 先進国を含め、**全ての国が行動**
- **包摂性** ⇒ 人間の安全保障の理念を反映し、  
**「誰一人取り残さない」**
- **参画性** ⇒ **全てのステークホルダー<sup>1</sup>が役割を**
- **統合性** ⇒ 経済・社会・環境に**統合的に取り組む**
- **透明性** ⇒ **定期的にフォローアップ（見える化）**

本市でも、右のとおり令和元年5月に「御殿場市SDGs推進宣言」をし、市長を本部長とする御殿場市SDGs推進本部を立ち上げ、まち・ひと・しごとの創出と自律的好循環につながるSDGsに基づく取組を推進しています。



### SDGsの17の目標

国連総会で設定されたSDGsは17の目標から成り立っており、下のとおりそれぞれピクトグラムで表されています。これは全世界共通のもので、人類の課題に国境はなく、全ての人が共通認識を持って目標の達成に向けて取り組んで欲しいという思いが込められています。



<sup>1</sup>ステークホルダー：利害関係者のこと。



# 第二次御殿場市環境基本計画 (中間見直し)

(案)



## 第4章

### 目指す環境像の実現に向けた取り組み

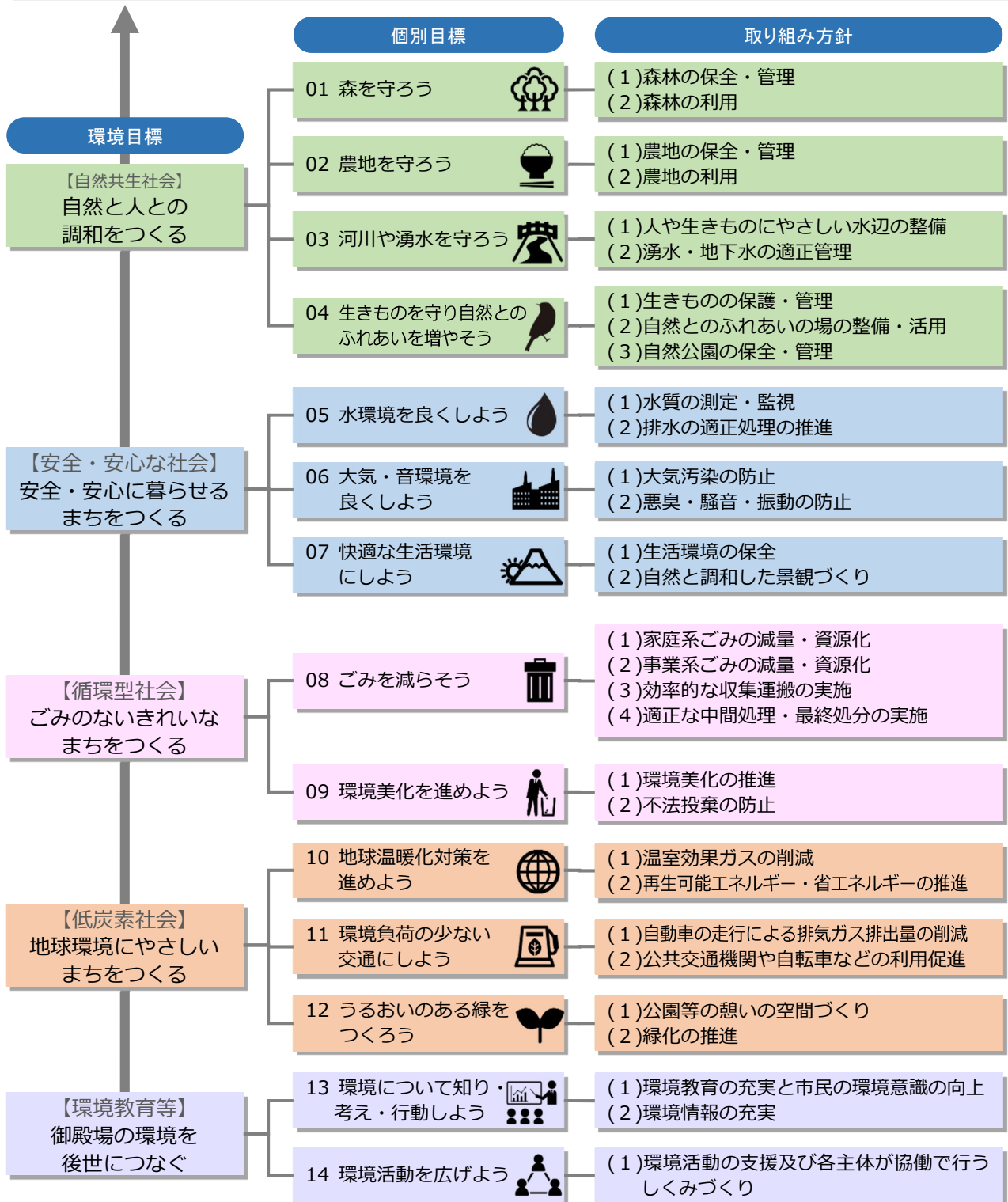
# 第1節 取り組みの体系

目指す環境像の実現に向けた取り組みを以下の体系にまとめます。



## 目指す環境像

富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場  
～未来輝く エコライフシティをめざして～



## 第2節 取り組みの推進

個別目標ごとに、課題、数値目標、市の推進する取り組み、市民・事業者・滞在者の取り組みについて掲載します。

### 「第2節 取り組みの推進」のページの見方

#### ■環境目標

目指す環境像を実現するために掲げた5つの環境目標を示しています。

#### ■個別目標

5つの環境目標の下に14の個別目標を掲げています。

#### ■課題

環境の現状を踏まえた課題を示しています。

#### ■数値目標

基準年度（平成26年度）及び中間目標（令和2年度）、最終目標（令和7年度）の数値目標を示しています。

◎印は第一次環境基本計画から継続して設定している数値目標を示しています。

#### ■市の推進する取り組み

市が市民、事業者、滞在者とともに推進する取り組みを示しています。

数ある取り組みのなかで、重点的・優先的に取り組んでいく「重点取組」を★印で示しています。

#### ■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民、事業者、滞在者に期待される取組内容を示しています。



## 自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

# 1 森を守ろう



### ■ 課題

- 本市には広大な面積の森林がありますが、戦後一斉に植林されたスギやヒノキ等の人工林は木材価格の低迷などから手入れが行き届かず、荒廃し土砂の流出などが心配される場所が見られます。ゼロカーボンシティの実現には森林整備による二酸化炭素吸収・定着機能の促進が不可欠であり、また森林の荒廃は災害につながる要因にもなり得ることから、間伐や下刈りなど人工林の適正管理のほか、生物多様性の視点からは広葉樹への樹種転換なども推進していく必要があります。
- 森林所有者の森林整備に対する関心の薄れや、所有者の大半が零細所有であることから、まとまった区域での森林整備が困難な状況にあります。
- 人工林の約98%は40年生以上で伐採期を迎えた材であり、今後積極的な利用が望まれます。
- 生活様式の変化により、市民が森林と接する機会が減少しており、森林の有する公益機能<sup>1</sup>についての十分な理解がされていない状況です。



### ■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	R1 実績	
		中間目標（R2）	最終目標（R7）
◎間伐実施面積（累計）	1,452.20ha	1,761.42ha 1,840.00ha	2,440.00ha
林道整備延長（舗装延長）	17,504m	18,948m 19,687m	20,357m
広葉樹への転換面積（累計）	4.19ha	5.97ha 5.40ha	6.40ha

### ■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

（1）森林の保全・管理		【農林整備課   社会教育課】
① 森林を適正に管理する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 森林組合等整備者が森林所有者を集約化し、まとまった区域での森林整備を実施します。</li> <li>◇ 市と森林所有者が連携して、ニホンシカによる食害・病害虫への対応や周辺環境への影響や防災に配慮した森林整備を推進します。</li> </ul>	
② 林道を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 年度計画により、市内林道の改良整備をします。</li> <li>◇ 林道の機能を正常に維持するために、路面補修、草刈りなどを実施します。</li> </ul>	
③ 里山や鎮守の森 <sup>2</sup> を保全する★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ スギ・ヒノキなどの人工林の樹種転換・間伐などを推進します。</li> <li>◇ 天然記念物等に指定されている樹木について、所有者や関係団体と連携し、保全活動を実施します。</li> </ul>	

<sup>1</sup>森林の有する公益機能：森林が持つ生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、私たちの生活と関わる多くの機能のこと。

<sup>2</sup>鎮守の森：神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。

(2) 森林の利用		【農林整備課   観光交流課   公園緑地課】
① 木材の利用を増やす	◇ 充実した木材資源を有効に利用する利用間伐 <sup>1</sup> を推進するとともに、地産地消の体制づくりを促進します。	◇ 「御殿場市公共建築物等の木材利用推進プラン」により、建築物での木材利用を推進します。
② 森林公園の管理や森林イベントを行う	◇ 乙女森林公園等を適正に維持管理します。	◇ 広報や体験イベントなどを通じて、市民が木とふれあう場を増やし、森林の大切さを伝えます。
③ 市民の森づくりを推進する	◇ 市民の参画を得て「市民の森」の整備及び維持管理を推進します。	

### ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林業体験（植林、下刈りなど）や地域の緑化活動に参加します。</li> <li>○ 森林について知識を広げ、環境のためになぜ保護が必要かを考えます。</li> <li>○ 住宅の新築や建て替えの際には地場産材を活用します。</li> <li>○ 暮らしのなかで木材や木製品を積極的に利用します。</li> <li>○ 屋敷林や鎮守の森の保全に努めます。</li> <li>○ キャンプやハイキングなど、森林レクリエーションを楽しみ、森とふれあいます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林所有者は利用間伐を実施し、森林を適正に管理します。</li> <li>○ 敷地内の森林などを保全します。</li> <li>○ 事業活動のなかで木材や木製品を積極的に利用します。</li> <li>○ 建物の新築や建て替えの際には地場産材の活用に努めます。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャンプやハイキングの時は、ごみを持ち帰るなど維持管理に協力します。</li> </ul>

### 森林の持つ公益的機能

森林は、私たちの生活を支えてくれる色々な役割を持っています。まず一つには、建物の柱や床等の材料である「木材」を作る役割があります。これを「木材生産機能」と呼んでいます。「木材」は、金属等に比べて暖かみのある良い材料として、近年再び注目されてきています。

「木材生産機能」以外には、主に以下の7つの役割があります。

- ①水のタンクとしての機能（水源かん養機能）
- ②土砂崩れを防止する機能（山地災害防止機能／土壌保全機能）
- ③強風や騒音を抑制する機能（快適環境形成機能）
- ④自然とのふれあいや教育の場としての機能（保健・レクリエーション機能）
- ⑤自然の景観や神社等の歴史的な景観としての機能（文化機能）
- ⑥貴重な生物の生息のための機能（生物多様性保全機能）
- ⑦地球温暖化を緩和する機能（地球環境保全機能）

これらの機能を森林の「公益的機能」と呼んでいます。このように、森林は、私たちの生活を守り、また豊かにしてくれる役割を持っています。森林がこの役割をしっかりと発揮できるように、森林を大切にし、手入れをしていきましょう！



<sup>1</sup>利用間伐：間伐で伐採した人工林をその場所に放置せず、搬出して木材等に有効利用すること。



## 自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

# 2 農地を守ろう



### ■ 課題

- 農家数・農家人口の減少や、農業者の高齢化が進む中で、農業経営基盤の強化や若い世代の担い手育成を図り、遊休農地の拡大を防ぐ必要があります。
- ニホンジカやイノシシ等による農林産物被害が深刻になっていることから、国・県・周辺市町との連携による有害鳥獣への対策が急務となっています。
- 旬の地場産品の消費拡大や、輸送の際の省エネルギーなどの視点からも、地産地消の推進を図っていく必要があります。
- 農薬や化学肥料等の過度な利用は、農地を取り巻く生物多様性や人の健康に影響を与えることから、環境に配慮した環境保全型農業の推進が必要です。
- ほ場整備を推進すると大型農業用機械による作付けが可能となりますが、里山の風景や自然に近い環境の用水路が失われるため、農業発展と生物多様性を両立した整備を検討する必要があります。



### ■ 数値目標

指標	基準年度 (H26)	R1 実績	
		中間目標 (R2)	最終目標 (R7)
エコファーマー認定数	36 人	40 人 40 人	45 人
多面的機能支払対象面積 <sup>1</sup>	137.3ha	252.2ha 170.0ha	200.0ha
有害鳥獣による被害面積	1,291a	564a 720a	500a

### ■ 市の推進する取り組み (★印は重点取組)

(1) 農地の保全・管理		【農政課   農林整備課】
① 農業経営基盤を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 農業経営の効率化を進めるため、農地の整備を進めるとともに農地中間管理機構等を活用し、担い手に農地を集約します。</li> <li>◇ 農地バンクの活用により、農地の貸し手、借り手の掘り起こしを実施し、農地の集積・集約化を進めます。</li> <li>◇ 農地パトロールなどを実施し、現状の把握と農家の意向調査の実施と活用を図ります。</li> </ul>	
② 担い手を育成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 経営改善計画を支援し、認定農業者や担い手組織を育成します。</li> <li>◇ レクリエーション農園、枝豆収穫体験などを実施し、農業の魅力をPRします。</li> <li>◇ 若手農業者・新規就農者に対する支援をします。</li> </ul>	

<sup>1</sup>多面的機能支払対象面積：農業と豊かな農村風景を後世につないでいくために、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など）の維持と発揮を図るための地域の共同作業に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進するための制度のことを「多面的機能支払交付金制度」という。その多面的機能支払交付金の対象となっている土地の面積のこと。

(1) 農地の保全・管理		【農政課   農林整備課】
③ 環境に配慮した農地を整備する	◇ 化学肥料や農薬が環境に与える負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及に努めます。	
	◇ 地域の連携で農道、水路の共同管理、農地の保全活動の取り組みを促進します。	
	◇ 農家だけでなく、地域住民の参加で実施する農業用水路・農道の草刈りや補修、花の植付けなどの環境向上活動を支援します。	
	◇ 農用地の大規模な改変に当たっては、周辺環境の保護保全に配慮し実施するよう取り組みます。	
④ 有害鳥獣対策を行う★	◇ 「御殿場市鳥獣被害防止計画 <sup>1</sup> 」に基づき、有害鳥獣による被害の防止を図るとともに、計画的な捕獲活動に取り組みます。	
⑤ 地産地消を推進する	◇ 地産地消に向けた消費拡大対策などに取り組みます。	
(2) 農地の利用		【農政課   農林整備課】
① グリーンツーリズム <sup>2</sup> を推進する	◇ 地域資源を活用した農業体験事業を展開するとともに、農家民宿、クラインガルテン <sup>3</sup> などの促進を図ります。	
② 農地の貸借を推進する	◇ 農業に意欲のある多様な担い手に対し、市民農園制度などを活用した、農地の貸借を推進し、農地の有効利用を図ります。	

## ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	○ 農業用水路・農道の草刈り、花の植付けなどの環境向上活動に参加します。
	○ 地元の農産物の消費に心掛け、地産地消に協力します。
事業者	○ 耕作放棄地とならないように農地を適正管理します。
	○ 農業用水路・農道の草刈り、花の植付けなどの環境向上活動を行います。
	○ 農薬や化学肥料等を低減した環境保全型農業を行います。
	○ 地元の農産物の消費・販売を心掛け、地産地消に協力します。
滞在者	○ 地元の農産物の消費に心掛け、特産品等の普及に協力します。

### エコファーマーとは

エコファーマー制度は、農業者が堆肥や有機質肥料を中心にした土づくりを行い、化学肥料や農薬使用の削減に関する環境にやさしく持続性の高い農業の「導入計画」を作成し、知事の認定を受けるというもので、この認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。導入計画の認定期間は認定書の交付日から5年間で、国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（通称：持続農業法）」に基づいています。導入計画に基づいて生産された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができます。



ロゴマーク

<sup>1</sup>鳥獣被害防止計画：鳥獣被害防止特別措置法第4条第1項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、被害防止計画を定めることができる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲などを行った対象鳥獣の処理などについて記載する。

<sup>2</sup>グリーンツーリズム：緑豊かな農山村地域において、その自然・文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。訪れた人への環境教育効果が期待できる他、都市と農山村地域との交流の手段として注目されている。

<sup>3</sup>クラインガルテン：小屋付き滞在型市民農園。都市に住む人々が市内の農地を借り受けて、農業体験をすること。



自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

### 3 河川や湧水を守ろう



■ 課題

- 市内の河川は黄瀬川水系と鮎沢川水系に分かれていますが、洪水対策などを目的とした河川改修により、川に近づけない場所も多いのが実情です。そのため、河川整備を行う際には自然環境に配慮した整備をするなど、川とふれ合うこともできる場所の確保が求められます。市内の河川の特徴上、多自然川づくり<sup>1)</sup>には不向きなところが多いが、安全確保に留意しながら自然環境に配慮した河川整備や維持管理が必要になります。
- 有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）が、県平均より低い水準にあるため、漏水の防止など有収率を高めていく必要があります。
- 市内には多くの湧水地点があり、市では7か所の湧水量を定期的に測定しています。湧水量に大幅な変動は見られていませんが、継続して湧水地点の保全を図るとともに、今後は市内外に向けて水源の保全の大切さを周知していく必要があります。
- 地下水の採取に関しては、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採取に関する要領」に基づく、行政指導を中心とした事業者への協力要請に留まっており、急速に高まる水資源への需要に対し、効果的な対応が求められています。



■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	R1 実績	
		中間目標（R2）	最終目標（R7）
◎有収率 （配水量に対し実際に使用された水量の割合）	83.5%	84.2% 86.8%	86.1%
◎年平均地下水位	306.27m （基準年度 H25）	307.08m 306.27m	306.27m
◎環境に配慮した河川整備箇所数（累計）	12 箇所	15 箇所 14 箇所	16 箇所

■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

（1）人や生きものにやさしい水辺の整備		【道路河川課   管理維持課】
① 環境に配慮した河川づくりをする★	◇ 河川の改修に当たっては、川床を岩や砂礫にするなど環境に配慮した工法を検討するとともに、県河川等についても環境への配慮を要望します。 ◇ 動植物の生育環境に配慮し、また水とふれあえる川づくりの調査・研究に努めます。	
② 水辺の美化を推進する	◇ 地域住民や事業者、環境保全団体との連携や支援により、水辺の美化などに努め、心安らぐ水辺の創出を図ります。	

<sup>1)</sup>多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型河川づくり」と呼ばれていた。



(2) 湧水・地下水の適正管理		【上水道課   環境課】
① 水道施設を維持管理する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 水道管の漏水調査を配水ブロックごと計画的に実施し、随時漏水箇所の修繕を行い、有収率の向上に努めます。</li> <li>◇ 年次計画に基づき水道施設の更新や耐震化を行い、適正な維持管理を行うことにより安定して水を供給します。</li> </ul>	
② 地下水を保全する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地下水位や湧水量の監視を実施し、地下水障害を防止します。</li> <li>◇ 地下水の分布と利用可能量を把握し、地下水障害の防止と有効活用の両立を図るために、地下水の管理体制とその手法について、県及び周辺市町と検討します。</li> <li>◇ 揚水設備設置事業者に揚水設備設置届出と採取量の報告を求め、助言し、指導します。</li> <li>◇ 透水性舗装等の雨水浸透設備の整備を促進します。</li> <li>◇ 市内の湧水について、市内外に向けて情報発信・周知を推進します。</li> </ul>	

### ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

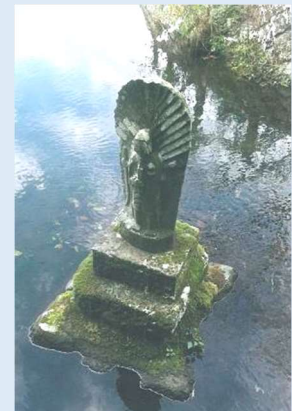
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水辺とのふれあいを大切にします。</li> <li>○ 河川清掃（草刈り、ごみ拾い）や植栽などの各種ボランティアに参加します。</li> <li>○ 雨水の利用に対する意識改革や貯水する工夫をして、植木への散水などに雨水を利用します。</li> <li>○ 水道の蛇口はこまめに閉めます。</li> <li>○ 透水性舗装や浸透マス等を設けることにより、雨水を地下に浸透させます。</li> <li>○ 湧水について関心を持ち、保全・活用に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川清掃（草刈り、ごみ拾い）や植栽などの各種ボランティアに参加します。</li> <li>○ 適正に地下水を利用します。</li> <li>○ 水道の蛇口はこまめに閉め、冷却水を循環式にするなど、節水に心掛けます。</li> <li>○ 水の使用制限や再利用を行うことで水資源を保全します。</li> <li>○ 雨水利用や雨水浸透設備の導入に努めます。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水辺や湧水地点を訪れる場合は、マナーを守るとともに、汚したり周囲に迷惑をかけたりしないようにします。</li> </ul>

### 富士山は水の山

富士山の中身は玄武岩質の溶岩でできているので、大量の水を蓄えたり通過させたりできます。

富士山に降る雨や雪の量は、1年間で約25億tといわれています。地中にしみ込んだ水は、長い時間をかけてろ過され、伏流水になります。本市ではこの水を、飲み水やお米・わさび・水かけ菜等の農作物の栽培、工業用水等に広く利用しています。

また、市内にはあらゆる場所で湧水が湧き出しており、遠方から水を汲みにやってくる利用者も多く見られます。私たちの暮らしや産業に欠かせないこの貴重な水資源を将来まで残していく必要があります。



# 自然共生社会 | 自然と人との調和をつくる

## 4 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう

2 削減をゼロに



11 住み続けられるまちづくりを



15 陸の豊かさも守ろう



### ■ 課題

- 都市化が進むなか、動植物の生息・生育環境の減少や有害鳥獣の増加、外来種による問題など、生態系に影響が出ていると考えられます。特にニホンジカやイノシシ等の増加により、富士山麓や箱根山系における固有の植物が消滅しているほか、特定外来生物の分布拡大など、生物多様性への影響が懸念されています。そのため、傷病鳥獣の保護や有害鳥獣の管理、外来種への対策などが必要です。
- 富士山山腹部のフジアザミやオンタデ等の貴重な植物が、オフロード車やオフロードバイクの乗り入れにより踏み荒らされたり、盗掘と思われる被害が確認されています。車両の乗り入れ防止やマナーの向上に一層努めていくことが必要です。
- 湧水や森林、緑豊かな公園等、身近に自然とふれあえる場所は、私たちに快適性や安らぎを与えてくれるだけでなく、環境保全意識の醸成にとっても重要です。そのため、自然とふれあえる環境の保全やビオトープ等による環境の創造が必要です。
- 富士山は世界文化遺産に登録されたことにより、国内外からの登山者やハイキング利用者が増加しています。利用者の増加により、貴重な植物の盗掘や立入禁止区域への侵入による富士山の貴重な自然環境に影響を与えることが懸念されるため、保全のためのマナーなどを周知する必要があります。



### ■ 数値目標

指標	基準年度 (H26)	R1 実績	最終目標 (R7)
		中間目標 (R2)	
富士山樹空の森の利用者数	388,500 人	303,872 人 400,000 人	420,000 人
自然観察会などへの参加者数	670 人	507 人 750 人	800 人

### ■ 市の推進する取り組み

(1) 生きものの保護・管理		【環境課   農林整備課   社会教育課】
① 野生生物を保護・管理する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 鳥獣保護管理員や保護機関等と連携し、ニホンカモシカ等の天然記念物や傷病鳥獣を保護します。</li> <li>◇ 鳥獣保護管理員、猟友会、関係機関等と連携し、野生生物の保護と適正化を図ります。</li> <li>◇ 特定外来生物等の情報を収集し、外来生物の防除や啓発を行います。</li> <li>◇ 富士山のフジアザミやオンタデ等の貴重な植物を保全するため、車両乗入れ防止パトロールを実施するとともに盗掘などの防止を目的とした自然保護意識の啓発に努めます。</li> </ul>	
② 愛玩動物の適正飼育を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県や動物病院等と連携し、飼い犬・猫の適正な飼育について、指導し啓発します。</li> <li>◇ 飼い主のいない猫（野良猫）対策として地域猫活動を、地域住民・ボランティア・県と協働して実施します。</li> </ul>	

(2) 自然とのふれあいの場の整備・活用		【環境課   観光交流課】
① 自然とのふれあいの場を整備・活用する	◇ 箱根山系や富士山麓のハイキングコースの提案や整備・活用をしていきます。	
	◇ 富士山と富士山麓の自然や歴史、環境保全のマナーなどを周知するため、富士山樹空の森を拠点として活用します。	
	◇ 各種団体や地域と連携し、ビオトープ等の自然とふれあえる場所の整備及び活用を推進します。	

(3) 自然公園の保全・管理		【環境課   観光交流課   社会教育課】
① 自然公園の環境を保全する	◇ 自然公園内に設置する工作物等に係る許可申請について、調査の上意見を付して、県へ進達します。	
② 富士山の環境を保全する	◇ 世界文化遺産富士山の保全が確固たるものになるよう、県の関係機関や環富士山の市町村と連携・協力して保全を図ります。	
	◇ 富士山での各種環境保全活動を実施・支援します。	
	◇ 関係団体と連携し、環境保全啓発のための活動の実施や、マナーなどの周知の徹底を図ります。	
	◇ 環境配慮型トイレの適正な管理を実施します。	

### ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実のなる木や花を植えるなど、野鳥や昆虫等の生きものの生息空間づくりをします。</li> <li>○ 貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取をしたりしません。</li> <li>○ 特定外来生物を野外に放ったり、飼育や栽培、運搬をしたりしません。</li> <li>○ 自然観察会や体験学習に参加し、動植物の生態について学びます。</li> <li>○ できるだけ自然とのふれあいの機会を増やします。</li> <li>○ 自然のなかで活動した場合は、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。</li> <li>○ 自然に親しめる場の設置に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貴重な動植物の生息・生育地での開発を回避・低減するとともに、新たな環境を創出します。</li> <li>○ 事業所の敷地内について、緑地の造成やビオトープといった生きものが生息できる空間づくりなどを進め、自然とのふれあいの場として活用します。</li> <li>○ 駆除した特定外来生物は適切に処理し、そのまま放置しません。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取をしたりしません。</li> <li>○ 富士山等、自然とのふれあいの場でマナーを守ります。</li> <li>○ ごみの持ち帰りを徹底します。</li> </ul>

### 地域猫活動

飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑え、殺処分をせず、自然淘汰で数を減らすことを目的に実施する、TNR（猫を捕獲「Trap」、不妊、去勢手術を施し「Neuter」、もとの縄張りに戻す「Return」）及びTNR後の猫の給餌やふん尿の管理などについて、地域でルールを定め、地域で適正管理を行う活動です。本市では、自治会が主体となり、市・保健所等と協働しながら事業を実施しています。



安全・安心な社会 | 安全・安心に暮らせるまちをつくる

## 5 水環境を良くしよう



### ■ 課題

- 市内の河川における BOD の数値は天候などで変動はあるものの年々減少傾向にあります。これは、下水道や合併処理浄化槽等の普及による生活排水処理の適正化が進んでいることが大きな要因であると考えられます。しかし、下水道供用区域でも下水道に未接続の世帯があることから、接続率の向上が求められます。
- 合併処理浄化槽については、定期的な法定検査が義務付けられていることから、受検率の向上を図っていく必要があります。



### ■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	R1 実績	
		中間目標（R2）	最終目標（R7）
◎汚水処理人口普及率 <sup>1</sup>	61.8%	65.8% 70.0%	73.0%
◎河川水質の環境基準目標値 <sup>2</sup> の達成率	92.8%	85.7% 100%	100%

### ■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

（1）水質の測定・監視 <span style="float: right;">【環境課】</span>	
① 水質を測定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 黄瀬川水系、鮎沢川水系の水質などを調査し、河川の水質汚濁状況を適正に把握します。</li> <li>◇ 地下水及び湧水の水質や水位・水量を定期観測して、地下水の現状を把握します。</li> </ul>
② 水生生物調査をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 河川での水生生物観察会を実施します。</li> </ul>
（2）排水の適正処理の推進 <span style="float: right;">【下水道課   環境課】</span>	
① 排水の適正処理をする★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付し、普及率の向上に努めます。</li> <li>◇ 県や関係機関と連携し、浄化槽設置者に対し、法定検査の受検など適切な維持管理の指導に努めます。</li> <li>◇ 市街地の生活環境の改善や河川の汚濁防止を図るため、下水道管渠整備事業などを促進します。</li> <li>◇ 特定地域において公設浄化槽の設置普及を図ります。</li> </ul>
② 水質保全の啓発をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 下水道への未接続世帯や施設への戸別訪問を中心とした加入促進活動を行い、接続率の向上に努めます。</li> <li>◇ 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えなどについて意識啓発します。</li> </ul>

<sup>1</sup>汚水処理人口普及率：生活雑排水も含めた生活排水が衛生的に処理されている人口の比率を示す数値。下水道人口+農業集落排水人口+合併処理浄化槽人口+コミュニティ・プラント人口を全人口で割った数字。

<sup>2</sup>河川水質の環境基準目標値の達成率：河川水質の環境基準目標値は、省令及び県が定めた環境基準に準じて市で目標値を設定し、BOD（生物化学的酸素要求量）値の基準を鮎沢川水系の調査箇所で2 mg/l以下、黄瀬川水系の調査箇所では3 mg/l以下としている。達成率は市内の河川14か所で水質調査を行い、上記の環境基準を満たす地点の全体に占める割合。

◇ 御殿場市水質保全協議会の会員（市内企業・団体）と連携し、水質汚濁防止及び環境保全の啓発事業を実施します。

### ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道供用区域の世帯は、速やかに下水道へ接続します。</li> <li>○ 公共下水道事業計画区域外や農業集落排水事業区域外及び富士見原住宅団地整備区域外は適正な汚水処理設備へ切り替えます。</li> <li>○ 浄化槽の清掃や保守点検及び法定検査の受検を定期的に行い、適正に維持管理します。</li> <li>○ 洗剤の適量使用など、環境に配慮した排水に努めます。</li> <li>○ 食べ物の残り等を直接、排水口に流しません。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道供用区域の事業所は、速やかに下水道へ接続します。</li> <li>○ 公共下水道事業計画区域外や農業集落排水事業区域外及び富士見原住宅団地整備区域外は適正な汚水処理設備へ切り替えます。</li> <li>○ 排水処理設備の清掃や点検を定期的に行い、適正に維持管理します。</li> <li>○ 定期的に水質検査を行い、排出基準を遵守します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等にごみを投棄しません。</li> </ul>

### 浄化槽の法定検査

浄化槽を使用する人は浄化槽法により、法定検査を受けることが義務付けられています。

この検査は県の指定を受けた専門の業者が行う外観検査・水質検査・書類検査などによって、浄化槽が正しく機能し、きれいな水を放流していることを確認するものです。

法定検査には浄化槽を設置して機能がおおむね発揮する頃に処理機能や設置状況を確認する水質検査（7条検査）と、浄化槽の維持管理が基準に従って行われ、浄化槽の機能が十分に保たれているかを年に一回調べる定期検査（11条検査）の2種類があります。

また、浄化槽を使用する人には法定検査のほかに、浄化槽の機能を維持するための点検・調整・消毒薬の補充などを行う保守点検と、浄化槽に溜まった汚泥等を取り除き、槽内をきれいにする清掃を行うことが浄化槽法第10条で義務付けられています。

### 汚れた川をきれいにするには？

汚れた水をそのまま流した場合、比較的汚染に強いコイやフナがすむことができる水質（BOD 5mg/l以下）にするためには、どれくらいの水（浴槽で何杯分）が必要になるでしょうか。



使用済み天ぷら油  
(200mlを廃棄)

200 杯分



ビール  
(200mlを廃棄)

11 杯分



牛乳  
(200mlを廃棄)

10.4 杯分



味噌汁  
(200mlを廃棄)

4.7 杯分



ラーメンの汁  
(200mlを廃棄)

3.3 杯分

【資料：よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル（環境省）】



安全・安心な社会 | 安全・安心に暮らせるまちをつくる

## 6 大気・音環境を良くしよう



### ■ 課題

- 大気汚染物質は概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダント<sup>1</sup>は全国的にも環境基準の達成が難しく、国全体の課題にもなっています。
- 平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5<sup>2</sup>) について、平成 25 年度以降緩やかな改善傾向が続いていますが、今後も国の常時監視結果を注視する必要があります。
- 一般国道 246 号や県道沼津小山線等における自動車騒音は、環境基準を超過している路線があります。



### ■ 数値目標 (◎印は第一次計画から継続)

指標	基準年度 (H26)	R1 実績	
		中間目標 (R2)	最終目標 (R7)
◎大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	100%	100% 100%	100%
自動車騒音に係る環境基準達成率	92.6%	99.9% 99.5%	100%

### ■ 市の推進する取り組み

#### (1) 大気汚染の防止

【環境課】

① 大気質を測定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 大気汚染物質の常時監視を行い、大気環境の現状を把握します。</li> <li>◇ 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) について、県内外の測定結果を注視し、変化が見られれば県と連携を図り、広報などを使用し市民へ注意喚起します。</li> <li>◇ 更なる監視体制の構築を目指し、測定機器の設置、更新について県と協議を継続していきます。</li> </ul>
② 大気汚染対策を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者に対して大気汚染防止を指導し啓発します。</li> <li>◇ 違法な屋外焼却を行う市民・事業者等に対して指導し啓発します。</li> </ul>

#### (2) 悪臭・騒音・振動の防止

【環境課】

① 悪臭対策を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者に対して臭気指数による悪臭防止を指導し啓発します。</li> </ul>
② 騒音・振動対策を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者に対して騒音・振動防止を指導し啓発します。</li> <li>◇ 近隣騒音や振動についての意識を啓発します。</li> <li>◇ 自動車騒音の常時監視を行います。</li> </ul>

<sup>1</sup>光化学オキシダント:自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾン等の酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

<sup>2</sup>微小粒子状物質 (PM2.5) : 浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が 2.5 マイクロメートルの粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも小さく、肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

## ■市民・事業者・滞在者の取り組み

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅に隣接する場合や花壇のある駐車場では、前向き駐車を心掛けます。</li> <li>○ 悪臭や煙などを出さないようにします。</li> <li>○ 騒音や振動により、周囲に迷惑が掛からないようにします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種法令や排出基準などを遵守し、大気汚染物質の排出抑制に努めます。</li> <li>○ 住宅に隣接する場合や花壇のある駐車場では、前向き駐車を心掛けます。</li> <li>○ 事業活動に伴う悪臭や騒音・振動の発生防止に努めます。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅に隣接する場合や花壇のある駐車場では、前向き駐車を心掛けます。</li> </ul>

### 星がきれいに見える富士山麓

星を観察するには空気の透明度がとても大切です。標高の高い場所ほどチリや水蒸気の影響が少なく、天体観察に適した条件になります。富士山麓は自動車でも気軽に行くことができるため、多くの天文ファンが天体観測や写真撮影をしています。特に富士山五合目等では、雲の上に出られることもあり、地上の明かりが抑えられることによって最高の星空になります。

ただし、標高が高く気温が冷え込むことや、夏山登山シーズンのマイカー規制、冬期の道路通行止めなどには注意が必要です。



### 12月は「大気汚染防止推進月間」

冬季は1年の中でも、窒素酸化物や微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染物質濃度が高くなる季節です。特に12月は毎年、自動車交通量の増加やビル・家庭等の暖房などにより、窒素酸化物の濃度が高くなるため、「大気汚染防止月間」に位置付けられています。静岡県、神奈川県、山梨県の3県が連携して、大気汚染防止のための取り組みを推進する運動も行っています。



### 近隣騒音とは？

人は人との関わりのなかで暮らしています。時には、自分の出した音がまわりの人に迷惑をかけていることもあります。でも、私たちのちょっとした気づかいや気づばりで、やさしい音環境をつくりだすことができます。「騒音をなくす5つの気づばり」を参考にしながら、人にやさしい暮らしをしましょう。

#### 騒音をなくす5つの気づばり

- ① 時間帯に配慮しましょう
- ② 音がもれない工夫をしましょう
- ③ 音は小さくする工夫をしましょう
- ④ 音の小さい機器を選びましょう
- ⑤ ご近所とのおつきあいを大切にしましょう



## 安全・安心な社会 | 安全・安心に暮らせるまちをつくる

# 7 快適な生活環境にしよう



### ■ 課題

- 日常生活上において不快感を伴うものや、法律では対応しきれない個人間の感情的トラブルから発生する苦情が増えています。これらについては、双方のコミュニケーションを図り、解決していくことが必要です。
- 本市には、富士山を眺望できる場所が多く存在し、市民の身近な景観になっているだけでなく、貴重な観光資源にもなっています。しかし、道路整備や建物の建設、民地からの樹木の張り出しなどにより、眺望が遮られることでトラブルが生じることも考えられます。このような景観を保全していくために制定・策定された総合景観条例や景観計画の推進には、市民や事業者の理解と協力が必要不可欠となるため、その趣旨や内容について広く啓発していく必要があります。



### ■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度 (H26)	R1 実績		最終目標 (R7)
		中間目標 (R2)		
公害苦情件数	31 件	22 件	25 件	20 件
眺望遺産の認定件数（累計）	5 件 (基準年度 H27)	5 件	7 件	7 件

### ■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

(1) 生活環境の保全		【環境課】
① 公害を未然に防止する★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。</li> <li>◇ 市民から寄せられる、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などによる苦情の受付及び苦情発生源を除去します。</li> <li>◇ 環境負荷の大きい事業所と公害防止（環境保全）協定を締結します。</li> <li>◇ 中小企業融資制度の利子補給などにより、事業所の環境保全対策を支援します。</li> </ul>	
② 化学物質等の監視・指導をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県と連携して事業所への立入検査を実施し、ダイオキシン類等による汚染を監視し指導します。</li> <li>◇ 各種法令に基づきアスベストの適正処理を監視し指導します。</li> <li>◇ フロン使用機器の適正な管理について指導し啓発します。</li> <li>◇ 環境放射線量を測定・監視します。</li> </ul>	
③ 公衆衛生の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 伝染病の媒体となる害虫の駆除に努めるとともに、地域住民や団体等に対する薬剤の供給などにより、害虫の駆除活動を支援します。</li> </ul>	



(2) 自然と調和した景観づくり

【都市計画課】

① 良好な景観をつくる

- ◇ 総合景観条例や景観計画を運用し、建築物・工作物・地域への影響が懸念される光源などについては、周辺の景観やまちなみに調和するよう規制し、誘導します。
- ◇ 総合景観条例に適合する広告物の設置を指導します。
- ◇ 御殿場市富士山眺望遺産等の良好な景観を形成している資源を保全します。
- ◇ 国や県等の行う公共工事についても景観への配慮を要望します。

■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者とのコミュニケーションに努め、公害苦情となる前に解決するようにします。</li> <li>○ 殺虫剤等は、自然環境への負荷の少ない薬品を選び、使用方法を守ります。</li> <li>○ 景観づくりに関心を持ち、理解を深めて自分のできることから実践します。</li> <li>○ 富士山と調和した景観や街並みを形成するため、地域に適応した建物の用途・色彩・高さや植栽などのルールづくりに協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民とのコミュニケーションに努め、公害苦情が発生しないようにします。</li> <li>○ 公害苦情が発生した場合は速やかに対処します。</li> <li>○ 化学物質を適正に使用・管理します。</li> <li>○ 景観づくりに関心を持ち、理解を深め、できることから実践します。</li> <li>○ 道路沿いの景観緑化を行うとともにその維持管理に努めます。</li> <li>○ 市民とともに景観形成のルールづくりに協力します。</li> <li>○ 看板・広告物等を設置する際には、景観に配慮します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公衆トイレ等、滞在先の施設はきれいに使用します。</li> </ul>

御殿場市富士山眺望遺産

御殿場市景観計画に基づき、市内の富士山を眺められる場所のうち、後世まで遺しておくべき良好な場所を「御殿場市富士山眺望遺産」として市独自に認定し、その保全と活用を図っています。令和3年9月現在、以下の5か所を認定しています。

①富士山御殿場口

標高約1,450mから、双子山越しに宝永山と山頂が望めます。

②富士仏舎利塔平和公園

園内の植栽と四季折々の富士山との調和が楽しめます。

③乙女の鐘

ふじみカフェの駐車場から入ることができ、箱根外輪山の峠付近から富士山を正面に見据えることができます。



④夢の大橋



⑤富士松天望台

※令和3年9月現在、富士松展望レストランは令和元年10月の台風の影響で斜面が崩落し、立入禁止となっています。



## 循環型社会 | ごみのないきれいなまちをつくる

# 8 ごみを減らそう



### ■ 課題

- 市内のごみ発生量は近年、横ばいで推移しています。ごみ発生量削減のため、家庭系ごみと事業系ごみの減量を今後も推進していく必要があります。
- 近年は民間事業者による資源回収も進んでいますが、更なるリサイクルを進めるため、資源となる物の分別周知や、新たな資源となる物の回収方法・回収場所などの検討が必要となります。
- 平成29年度の1年間に国内で発生した食品ロス<sup>※</sup>は612万tと推計されています。事業系・家庭系ともに食品ロスの削減に向けた新たな取り組みが必要です。
- 資源物の有効利用を念頭においた分別方法を検討していくほか、効率的かつ効果的な収集・運搬・処理ができるよう委託・許可業者との連携が必要となります。
- 転入者や外国人などに対して、適切な出し方について周知徹底を図っていく必要があります。
- 中間処理については、循環型社会の形成を念頭におき、ごみの減量・リサイクル等の3Rを促進する必要があります。
- ごみの排出抑制、リサイクルの促進により最終処分量の減量化を図る必要があります。
- 自然災害による災害廃棄物の中間処理・最終処分について備える必要があります。



### ■ 数値目標 (◎印は第一次計画から継続)

指標	基準年度 (H26)	R1 実績		最終目標 (R7)
		中間目標 (R2)		
◎ごみ総排出量 (家庭系資源物を含む)	29,044 t	28,030 t	27,364 t	28,000 t
◎家庭系ごみリサイクル率	14.77%	11.53%	21.57%	13.4%
最終処分場の埋立残容量	19,329 m <sup>3</sup>	17,367 m <sup>3</sup>	15,100 m <sup>3</sup>	15,300 m <sup>3</sup>
不適切排出ごみの件数	2,535 件	3,752 件	2,000 件	1,300 件

※生ごみ処理機の設置補助事業は、平成30年度末をもって終了しました。

### 海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」

ごみ削減に必要な従来の3Rに、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のため新たな3つのRを加えて、静岡県では6R県民運動を推進しています。

6Rの具体的な取組としては、

- ・ **Reduce** (減らす) : 生ごみは出す前にしっかり水切りをする。
- ・ **Reuse** (繰り返し使う) : 割り箸・紙コップを使用せず、マイ箸・マイボトルを使用する。
- ・ **Recycle** (資源として再利用する) : ペットボトルなどは資源物として排出する。
- ・ **Refuse** (断る) : 不要なレジ袋や使い捨てスプーン・フォークの提供は断る。
- ・ **Return** (戻す) : 外出時に発生したプラスチックごみは持ち帰る。
- ・ **Recover** (回復させる) : 地域で開催される河川、道路等での清掃活動に参加する。

になります。6Rへの取組を、一人ひとりがより意識して実践しましょう。

■市の推進する取り組み（★印は重点取組）

(1) 家庭系ごみの減量・資源化		【環境課】
① 家庭系ごみの減量に向けた広報・啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 説明会や出前講座などにより、市が推進する3Rに加えて、県が進める6Rについての理解を深めます。</li> <li>◇ ごみ減量等推進員と連携し、地域での排出抑制・リサイクルの浸透を図ります。</li> <li>◇ 富士山エコパーク焼却センターの施設等の見学会などを行います。</li> <li>◇ ごみ減量月間や3R推進月間・各種イベントなどでの啓発活動を行います。</li> <li>◇ 小学生を対象としたごみ分別ゲームの実施や副読本作成への協力、資料提供を推進します。</li> <li>◇ NPO 法人等との協働により、3Rの啓発活動を強化します。</li> <li>◇ 市の広報紙、パンフレット、ホームページ等、さまざまな媒体を活用し、ごみの減量に関する周知を図ります。</li> </ul>	
② 生ごみを減量する★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 廃棄物処理事業者と協働し、モデル地区である新橋・湯沢・萩原・森之腰（新橋・萩原は一部地域）での生ごみの回収及び堆肥化を実施します。</li> <li>◇ 食品ロス削減の意識を啓発します。</li> <li>◇ 生ごみの減量（リデュース）・リサイクルの啓発を行うとともに、各家庭での生ごみのリデュース・リサイクルの活動を推進します。</li> </ul>	
③ 簡易包装・マイバッグの活用・グリーン購入を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 流通・販売関連事業者と消費者に、マイバッグの活用などに対する理解と協力を求めます。</li> <li>◇ 市内の流通・販売関連事業者への使い捨て商品の販売や使用、消費者への使用自粛を図るとともに、詰め替え商品の販売や使用促進を図ります。</li> <li>◇ ごみ減量大作戦実行店認定制度の拡充を図り、市ホームページで認定店を公開します。</li> <li>◇ 市内の流通・販売関連事業者と消費者に再生品使用に対する理解と協力を求め、再生品需要の安定に努めます。</li> </ul>	
④ ごみの資源化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ びん・缶・古紙・金属類を集積所で回収し、トレイ・発泡スチロールは拠点回収を行います。</li> <li>◇ ペットボトル・小型家電は集積所回収・拠点回収のどちらも行います。</li> <li>◇ 現状の可燃ごみや不燃ごみ等からリサイクルできるもの（古着・古布、ミックスペーパー等）を分別し、集積所回収や拠点回収による資源化を推進します。</li> <li>◇ 御殿場市資源回収奨励金交付要綱により、回収した資源ごみに対する奨励金を交付します。</li> <li>◇ 再資源化施設及びリサイクル活動の拠点施設等、循環型社会に配慮したリユース・リサイクルを推進します。</li> </ul>	

(2) 事業系ごみの減量・資源化		【環境課】
① 事業系ごみの減量に向けた啓発・指導を行う★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業活動に伴って発生するごみは、原則として事業者自らの責任において適正に処理することや、自ら処理することが不可能な場合は、適正な業者に委託することを指導します。</li> <li>◇ 適正な処理及び分別・リサイクルについての説明会を開催し、協力を要請します。</li> <li>◇ 自主的なルールづくりを促すため、市と事業者との懇話会を開催します。</li> <li>◇ 多量にごみを排出する事業所に対し、ごみ減量化・リサイクル計画の提出を求め、ごみの発生抑制やリサイクルの状況を把握・指導します。</li> </ul>	
② 事業系ごみの分別を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 定期的に直接搬入ごみ及び許可業者収集ごみの内容を検査し、分別が不十分であったり資源物が多く含まれていたりする場合には、搬入者あるいは許可業者に直接指導します。</li> <li>◇ 小規模事業者の家庭系・事業系ごみの排出区分を明確にします。</li> </ul>	
③ 食品廃棄物を減量する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 食品リサイクル法<sup>1</sup>及び食品ロスの削減の推進に関する法律<sup>2</sup>により、事業者は食品廃棄物等の発生抑制や再生利用を促進するよう努めなければならないことから、事業者に対して食品廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を指導します。</li> </ul>	
④ 優秀な事業者・リサイクル推進店を紹介する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 資源物の分別・リサイクルや再生品利用などが円滑に実施されている事業者等を、ごみ減量大作戦実行店・実行事業所として市で認定し、広報紙やチラシ・パンフレット等で広く紹介します。</li> </ul>	

(3) 効率的な収集運搬の実施		【環境課】
① 効率的な収集運搬を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 排出されたごみを速やかに収集・運搬し、適正処理を実施することにより、生活環境の保全に努めます。</li> <li>◇ 地域特性に応じた効率的な収集・運搬体制を確立します。</li> <li>◇ ごみの排出に際し、定められた排出方法が守られるよう、市民への啓発を図り、効率的に分別収集を行います。</li> </ul>	

<sup>1</sup>食品リサイクル法: 正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品廃棄物を減らし、再生利用を促すための基本事項を定めた法律。食品循環資源(食品廃棄物等のうち有用なもの)の再生利用(飼料・肥料等)及び熱回収、廃棄物の発生抑制と減量を図り、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者の役割と責務を規定する。

<sup>2</sup>食品ロスの削減の推進に関する法律: 食品ロスの削減に関する施策の基本事項及び国、地方公共団体、事業者、消費者の責務を定めた法律。

(4) 適正な中間処理・最終処分の実施		【環境課】
<p>① 適正な中間処理を行う</p> <p>※中間処理施設は、御殿場市・小山町広域行政組合の施設です</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供に努め、適正な処理を誘導します。</li> <li>◇ 中間処理施設の適正な維持管理により、ごみ処理の安全性を確保するとともに、搬入されたごみ処理の安定化・効率化に努めます。</li> <li>◇ 収集・搬入された資源物のリユース・リサイクルを促進します。</li> <li>◇ 中間処理過程で発生するもののうち、リサイクルが可能なものについては、可能な限りリサイクルします。</li> <li>◇ 公害の防止や周辺の自然環境の保全、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー対策も推進します。</li> </ul>	
<p>② 最終処分量を減量する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみの排出抑制、リサイクルの促進により、最終処分量の減量化を図ることにより、施設の延命化に努めます。</li> </ul>	

### ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リユース品・リサイクル製品を積極的に購入します。</li> <li>○ ものを大切に使い、必要なものを選択して購入します。</li> <li>○ マイボトル・マイバッグを携帯して利用します。</li> <li>○ 調理では食材をすべて使い切るようにします。</li> <li>○ 料理を余分に作らず、食べ残しをしないよう心掛けます。</li> <li>○ 生ごみを廃棄する際、水切りネットの使用などにより水切りを徹底します。</li> <li>○ 学習会や施設見学会などに参加します。</li> <li>○ 生ごみの堆肥化や減量化を行います。</li> <li>○ 生ごみを堆肥化した肥料を利用します。</li> <li>○ ごみの分別排出を徹底します。</li> <li>○ ごみ出しのルールを守ります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リユース品・リサイクル製品を積極的に購入します。</li> <li>○ 包装の簡素化に努めます。</li> <li>○ できるだけ量り売りにします。</li> <li>○ ごみ減量について3Rを徹底させます。</li> <li>○ 段ボール等の資材は繰り返し使用します。</li> <li>○ 生ごみは堆肥化や減量化を図ります。</li> <li>○ ごみの分別排出を徹底します。</li> <li>○ 事業活動に伴うごみは適正に排出・処理します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみは持ち帰ります。</li> <li>○ ごみの分別に協力します。</li> </ul>



## 循環型社会 | ごみのないきれいなまちをつくる

# 9 環境美化を進めよう



### ■ 課題

- 住宅周辺の川や道路の清掃は、環境美化活動の一環として市内各区の年間行事として組み込んでいただき、毎年約3万人以上の参加があります。このような環境美化活動を今後も維持・拡大していくことが重要です。
- コンビニエンスストア等、小売店周辺の道路沿いにごみのポイ捨てが目立つ場所が見られます。そのため、事業者と課題認識を共有するとともに、消費者への呼び掛けを行う必要があります。
- 市内で発見され、回収した不法投棄物はそのほとんどを市で処理しており、大きな課題となっています。ごみや土砂などの不法投棄は一度行われると周辺の生活環境に重大な悪影響を与え、更なる不法投棄を招くことにもなるため、早期の発見と適切な土地管理が必要です。



### ■ 数値目標

指標	基準年度 (H26)	R1 実績	
		中間目標 (R2)	最終目標 (R7)
環境美化活動参加者数	34,064 人	33,097 人 36,100 人	38,000 人
不法投棄発見数	106 件	69 件 75 件	55 件

### ■ 市の推進する取り組み (★印は重点取組)

(1) 環境美化の推進		【環境課   管理維持課】
① 環境美化を推進する★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境美化活動を実施した区に対して、奨励金を交付します。</li> <li>◇ 環境整備事業と委託業務により道路・河川等の清掃を実施します。</li> <li>◇ 一斉清掃活動など、事業者や地域住民と協働して道路や河川の清掃を行います。</li> <li>◇ 街の景観を損なう道路脇等のポイ捨てがされない環境づくりに努めます。</li> </ul>	
(2) 不法投棄の防止		【環境課】
① 不法投棄を未然に防止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民・事業者・滞在者への不法投棄防止を啓発します。</li> <li>◇ 地権者に対して、投棄を未然に防止するため、所有地の適切な管理を指導し啓発します。</li> </ul>	
② 不法投棄パトロールを実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 廃棄物の不法投棄について、ごみ減量等推進員、NPO 法人等との連携により、富士山麓及び箱根山系の林道等を中心にパトロール活動を実施します。</li> <li>◇ 「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の締結団体と連携を図り、不法投棄の早期発見に努めます。</li> </ul>	

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境美化や公衆衛生に関する意識の向上を図ります。</li> <li>○ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。</li> <li>○ ごみのポイ捨てをしません。</li> <li>○ 不法投棄を発見した場合は、直ちに関係者に通報します。</li> <li>○ 地域の清掃活動に子どもたちの積極的な参加を呼び掛けます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。</li> <li>○ 廃棄物の不法投棄をしません。</li> <li>○ 消費者にポイ捨てをしないように呼び掛けします。</li> <li>○ 店舗・事業所周辺の清掃活動などを積極的に行います。</li> <li>○ 不法投棄を発見した場合は、直ちに関係者に通報します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不用品は極力持ち帰り、ごみのポイ捨てはしません。</li> </ul>

不法投棄 110 番



廃棄物の不法投棄を早期に発見し、迅速かつ適切に対応することにより、生活環境の保全を図ることを目的として、静岡県廃棄物リサイクル課に「不法投棄通報窓口（不法投棄 110 番）」が設けられています。

通報は一般廃棄物、産業廃棄物の別を問わず受けています。

なお、生活環境の保全上支障がある不法投棄に係る情報で、不法投棄行為者が判明した通報については、県から報奨金が交付されます。

情報提供の方法

- ・電話（不法投棄 110 番）
- ・インターネット（不法投棄インターネット 110 番）
- ・電子メール
- ・FAX
- ・来庁、郵便など

【資料：静岡県公式ホームページ 不法投棄 110 番】



## 低炭素社会 | 地球環境にやさしいまちをつくる

# 10 地球温暖化対策を進めよう



### ■ 課題

- 令和2年2月に宣言したゼロカーボンシティの達成に向けた新たな取り組みが必要です。
- 環境及び防災の視点からエネルギーの自給自足について必要性が高まっているため、本市の気候や地理的条件に適した再生可能エネルギー<sup>1</sup>導入の検討が必要となっています。
- 中規模や大規模の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、周辺環境の保全への配慮が必要です。
- 近年、気象災害が増加傾向にあり、地球温暖化対策として温室効果ガス排出を削減する「緩和策」を行うとともに、気候変動にも耐えられる作物の品種改良や建物の高断熱化をはじめとする生活様式の変更などの「適応策」を進めていく必要があります。
- 再生可能エネルギーや省エネルギーの機器については年々、設置費用が低コスト化されているものの、財政的負担を懸念する市民が少なくないため、更なる補助制度の検討が必要です。



### ■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	R1 実績		最終目標（R7）
		中間目標（R2）		
◎太陽光発電等新・省エネルギー機器 設置費補助件数	3,427 件	4,475 件 6,200 件		8,600 件
温室効果ガス排出量削減率（市の事務事業）	0% （基準年度 R1）	- 14.3%		86.0%

### ■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

（1）温室効果ガスの削減		【環境課】
① 地球温暖化対策 実行計画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ゼロカーボンシティを宣言したまちとして、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（区域施策編）に基づき、エネルギー使用の抑制等を図り、2050年までに当市の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組みます。</li> <li>◇ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（事務事業編）に基づき、環境マネジメントシステムを活用し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努めます。</li> </ul>	
② エネルギービジョンを 策定・推進する	◇ 当市に合った再生可能エネルギーや効果的な省エネルギーの普及促進を目指すため、調査・研究を行い、情報提供・普及啓発を図ります。	
（2）再生可能エネルギー・省エネルギーの推進		【環境課   未来プロジェクト課   商工振興課   建築住宅課】
① 再生可能エネルギー・ 省エネルギー機器を 普及させる★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 省エネルギー設備等を設置する市民・事業者に対して導入支援を検討します。</li> <li>◇ エネルギー消費量がゼロになる ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・</li> </ul>	

<sup>1</sup>再生可能エネルギー：再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。



	<p>ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進を図ります。</p> <p>◇ 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを一切出さないEV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)などのZEV(ゼロエミッションビークル)の普及促進を図ります。</p>
② 再生可能エネルギーを活用する	<p>◇ 公共施設への再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進するとともに、これらの設備を環境教育・環境学習に活用します。</p> <p>◇ 中規模や大規模の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、周辺住民との合意形成や周辺環境の保全・調和を促します。</p>
③ 省エネルギーを推進する	<p>◇ アースキッズ事業や緑のカーテン講習会などを実施し、家庭や学校を対象とした省エネルギーの推進を図ります。</p> <p>◇ 当市の気候・風土に適した御殿場型住宅の普及啓発及び導入促進を図ります。</p>
④ 再生可能エネルギーや省エネルギーのモデル事業を促進する	<p>◇ 産学官金の連携と市民参画により、持続可能なエネルギー利用と低炭素社会を実現しながら、「御殿場市エコガーデンシティ構想」を実現させます。</p>

### ■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電システムの導入など、再生可能エネルギーの利用を検討します。</li> <li>○ 省エネルギー診断の活用や、エネルギー管理システム(HEMS)の導入などにより、建物全体の省エネルギー化を図ります。</li> <li>○ 蓄電池システム、電気自動車などの活用によって蓄電し、電気使用のピークカットに協力します。</li> <li>○ 住居を新築する場合はエネルギー消費量がゼロになるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を選び、改築時には高断熱・高气密な住居にリフォームをします。</li> <li>○ 自然の風や光を室内に取り入れるとともに、庭木の植栽、緑のカーテンの設置などにより、省エネルギーを心がけます。</li> <li>○ 電気製品等を購入する際には、トップランナー機器など省エネルギー型のものを積極的に選択します。</li> <li>○ 冷暖房機器やテレビ、照明等の適正利用(環境負荷の少ない温度設定や待機電力の削減など)を図ります。</li> <li>○ 季節に合わせた服装(クールビズ、ウォームビズ)を心がけます。</li> <li>○ 「ふじのくにCOOLチャレンジ」「アースキッズ」など、省エネルギーのイベントに参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、小水力発電、バイオマス発電・熱利用など、再生可能エネルギーをできるだけ利用します。</li> <li>○ 省エネルギー診断の活用やESCO事業の導入、エネルギー管理システム(BEMS、FEMS)の導入などにより、建物全体の省エネルギー化を図ります。</li> <li>○ 蓄電池システムの活用、操業時間の調整などによって電気使用のピークカットに協力します。</li> <li>○ 事業所を新築する場合はエネルギー消費量がゼロになるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を選び、改築時には高断熱・高气密な建物にリフォームをします。</li> <li>○ 自然の風や光を室内に取り入れるとともに、事業所敷地内への植栽、緑のカーテンの設置などにより、省エネルギーを心がけます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冷暖房機器の適正運転や電気設備の待機電力削減、高効率照明への転換などを図ります。</li> <li>○ 設備等を導入する際には、省エネルギー型のものや温室効果ガス排出量の少ない機器への転換を図ります。</li> <li>○ フロンの適正回収を実施し、環境負荷の少ない冷媒への転換を進めます。</li> <li>○ 季節に合わせた服装（クールビズ、ウォームビズ）を心がけます。</li> <li>○ 宿泊施設では宿泊者に向け、節電や省エネルギーの表示に努めます。</li> <li>○ 「御殿場市エコガーデンシティ構想」を推進します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿泊の際には、冷暖房の設定温度の最適化など、各種の節電・省エネルギー活動に協力します。</li> </ul>

### 御殿場市エコガーデンシティ構想

駒門周辺地域エコシティ化構想の取り組みを市内全域に拡大するため、駒門周辺地域エコシティ化推進協議会を発展的に解消し、平成29年度に御殿場市エコガーデンシティ推進協議会を設立しました。平成30年7月にとりまとめられた本構想は、産学官金の連携と市民参画により、世界遺産富士山の麓にふさわしい優れた環境と景観の形成と産業・経済振興が好循環するまちの実現を目指すものです。

具体的には、

- ①世界遺産富士山の前庭にふさわしい景観の形成
- ②自然との共生・里山づくり・生物多様性の確保
- ③再生可能エネルギー導入・省エネなど地球温暖化対策の推進
- ④環境・景観保全を支える先端技術の活用（IoT、AI、ドローン等）
- ⑤地域資源を活用した商品開発やエコツーリズムの推進
- ⑥3Rの推進など循環型社会の形成

以上の6つの重点項目に基づき、以下の10の連携プロジェクトを推進します。

1. 箱根山系の保全と活用
2. 富士山桜いっぱいまちづくり
3. 家・庭・コモンスペースの創造によるコンパクト・ガーデンシティ化
4. ハイブリッド車用充電リサイクル
5. バイオマス活用推進
6. スマートファシリティ普及促進
7. マイクロ水力発電普及促進
8. 御殿場型エコファーム
9. ドローン等活用による環境保全・防災等推進
10. 水素ステーションの活用

※令和元年11月には、本構想を活かした新たな工業団地や経済活性化を促進するために策定した「御殿場エコガーデンシティ産業立地促進エリア」計画が、静岡県による「ふじのくにフロンティア推進エリア」の第1号認定を受けました。



エコガーデンシティ構想のシンボルマーク  
(御殿場高校の生徒がデザインしました)

## やってみよう！省エネルギーの取り組み

地球温暖化を防止するためには、私たちの暮らしから発生する二酸化炭素の排出量をできるだけ減らすことが重要です。そのため、省エネルギーに関する取り組みの実践が重要です。しかも、省エネルギーは環境にやさしいだけではなく、お金の節約にもつながるという大きなメリットもあります。私たち一人ひとりの取り組みは小さくても、みんなで行動すればとても大きなものになります。ここに示した取り組みなどを参考にして、できることから実践してみましょう。

【資料：家庭の省エネ徹底ガイド（資源エネルギー庁）】



冷房の温度を1℃高く、  
暖房の温度を1℃低く設定  
→年間約 48kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 2,250 円の節約

※冷房は1日9時間で年間112日、  
暖房は1日9時間で年間169日使用した場合。



テレビを見ないときは消す  
→年間約 10kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 580 円の節約



長時間使用しない場合は  
電気ポットのプラグを抜く  
→年間約 61kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 2,900 円の節約



冷蔵庫にものを詰め込みすぎない  
→年間約 25kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 1,180 円の節約



炎が鍋底からはみ出さないように調節  
→年間約 5.4kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 410 円の節約



洗濯物はまとめて洗う  
→年間 16.75m<sup>3</sup> の水削減  
→年間約 3.4kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 3,980 円の節約



食器を洗う時には低温に設定  
→年間約 19.9kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 1,490 円の節約



デスクトップパソコンを使わない時は消す  
→年間約 18.0kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 850 円の節約



省エネ型家電に買い換える  
(冷蔵庫の場合)  
→年間約 245kg の CO<sub>2</sub> 削減  
→年間約 11,600 円の節約



## 低炭素社会 | 地球環境にやさしいまちをつくる

# 11 環境負荷の少ない交通にしよう

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任

### ■ 課題

- 新東名高速道路や市域の幹線道路の整備などで自動車交通量が増加することにより、排気ガスの問題が発生する可能性があるため、交通量や大気環境の測定・監視が必要です。
- プラグインハイブリッド自動車や水素自動車、電気自動車、燃料電池自動車等などの先進環境対応車<sup>1</sup>の普及のためのインフラ整備が必要です。
- 自動車保有台数が増加する一方で、バスや鉄道等の公共交通機関の利用者が減少しています。利用者の減少により路線の休廃止や減便となり、更に利用者の減少を招く悪循環に陥っていることから、利用者ニーズに応じた地域公共交通体系の構築が急務となっています。



### ■ 数値目標

指標	基準年度 (H26)	R1 実績		最終目標 (R7)
		中間目標 (R2)		
歩道(自転車歩行者含む)の延長(道路台帳)	76.9 km	83.5km	81.9km	86.9 km
公共交通機関利用者数	(バス) 696,294 人 (電車) 9,752 人	(バス) 851,322 人 (電車) 9,762 人	(バス) 700,000 人 (電車) 10,000 人	(バス) 785,000 人 (電車) 11,000 人

※バスは年間利用者数、電車は一日平均乗降客数

### ■ 市の推進する取り組み

#### (1) 自動車の走行による排気ガス排出量の削減

【環境課 | 未来プロジェクト課 | 道路河川課】

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① エコドライブを推進する      | ◇ エコドライブの普及・啓発を図ります。   |
| ② 先進環境対応車の普及を図る    | ◇ 公共施設や宿泊施設等への電気自動車充電施設の設置促進を図ります。<br>◇ 公用車の水素自動車、電気自動車など先進環境対応車の導入を推進します。<br>◇ 先進環境対応車のカーシェアリングの利用を検討します。 |
| ③ 道路環境の監視及び渋滞対策を行う | ◇ 国道や県道の整備促進及び市道の整備を行うとともに、関係機関と連携し渋滞緩和対策を推進します。   |

#### (2) 公共交通機関や自転車などの利用促進

【未来プロジェクト課 | 都市整備課 | 道路河川課 | 管理維持課】

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 公共交通の利用を増やす | ◇ 御殿場市地域公共交通協議会において、生活交通の確保維持と、利用者ニーズに応じた地域公共交通体系の構築を図ります。<br>◇ 収支悪化バス路線事業者に維持費助成を行うなどのバスの活性化対策について取り組みます。<br>◇ 各種イベントなどの開催に当たっては、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を促します。 |
|---------------|--|

<sup>1</sup>先進環境対応車：次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車のことであり、「次世代自動車戦略2010」（平成22年4月）で定義された。

	◇ 企業が集中している地域においては、企業が連携してシャトルバスを活用する等の取り組みを推進する。
② 自転車を使いやすくする	◇ 幹線道路の整備に当たっては自転車歩行者道等の設置を推進します。 ◇ 駅周辺にサイクルステーションの設置を推進します。

### ■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近い場所への移動は歩くように心掛けます。</li> <li>○ 自転車を積極的に利用します。</li> <li>○ 買い換え時に先進環境対応車等、環境に配慮した車両の購入を検討します。</li> <li>○ ノーカーデーへの協力をはじめ、1人当たりの温室効果ガス排出量が少ないとされる路線バスを安定運営するため1人1年に3回以上利用することなどを目標に公共交通機関を利用します。</li> <li>○ 自動車を利用する際には、相乗りを心掛けます。</li> <li>○ エコドライブやアイドリングストップに努めます。</li> <li>○ 先進環境対応車のカーシェアリングの利用を検討します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近い場所への移動は極力歩くよう指導します。</li> <li>○ 公共交通機関や自転車を利用するよう呼び掛けます。</li> <li>○ 社用車の更新時に先進環境対応車等、環境に配慮した車両への転換を検討します。</li> <li>○ ノーカーデーを実施します。</li> <li>○ エコドライブやアイドリングストップの励行を指導します。</li> <li>○ 交通渋滞の緩和を図るため、時差通勤制度の導入を検討します。</li> <li>○ 相乗りなど、できるだけ自動車の有効な利用方法を考えます。</li> <li>○ 先進環境対応車のカーシェアリングの利用を検討します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エコドライブやアイドリングストップに努めます。</li> <li>○ レンタカーを使用する際は先進環境対応車の活用を検討します。</li> </ul>

#### エコドライブ10のすすめ

「エコドライブ」とは環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことです。自動車から排出される窒素酸化物等の排出削減とともに、省エネルギーや地球温暖化防止にもつながります。自動車を運転する際には、以下に示すようなエコドライブを実践しましょう。

- ① ふんわりアクセル「eスタート」  
→ 年間で約 194kg の CO<sub>2</sub> 削減、13,040 円の節約
- ② 車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転  
→ 年間で約 68kg の CO<sub>2</sub> 削減、約 4,570 円の節約
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう  
→ 年間で約 42kg の CO<sub>2</sub> 削減、約 2,820 円の節約
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう  
→ 年間で約 40kg の CO<sub>2</sub> 削減、約 2,700 円の節約
- ⑥ 渋滞を避け、余裕を持って出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう



【資料：エコドライブ普及連絡会】

※普通乗用車 2,000cc、年間 10,000km 走行、平均燃費 11.6km/ℓで計算。

# 低炭素社会 | 地球環境にやさしいまちをつくる

## 12 うるおいのある緑をつくろう



### ■ 課題

- 1人当たりの都市公園<sup>1</sup>等面積は県平均や国平均よりも高い水準にあります。しかし、施設の老朽化による魅力の低下や維持管理費の増大等の問題があり、適切な施設更新と安全性を維持していく必要があります。
- 緑のカーテンづくりなど、低炭素社会の構築につながる取り組みを市全域に広げていく必要があります。
- 公園・緑地の新たな整備については、地域の特性や市街化の状況等を見極めることにより、最適な配置や面積確保等をする必要があります。また、緑化推進団体の人材確保・育成をしていく必要があります。
- 街中に緑のある空間を創出し、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを検討する必要があります。



### ■ 数値目標 (◎印は第一次計画から継続)

指標	基準年度 (H26)	R1 実績		最終目標 (R7)
		中間目標 (R2)		
◎市民1人当たりの都市公園等面積	10.36 m <sup>2</sup> /人	10.86 m <sup>2</sup> /人	12.06 m <sup>2</sup> /人	12.70 m <sup>2</sup> /人
団地間連絡道路への植栽総延長	0 km	11.0km	14.5km	14.5Km

※ごてんば花と緑のマイスター養成講座は平成30年度に終了しました。

### ■ 市の推進する取り組み (★印は重点取組)

(1) 公園等の憩いの空間づくり		【公園緑地課   管理維持課】
① 公園の維持管理を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 緑豊かなまちづくりを推進するための公園整備を行います。</li> <li>◇ 公園施設長寿命化計画に基づき施設の安全を確保します。</li> <li>◇ 指定管理者制度<sup>2</sup>により、秩父宮記念公園・中央公園・遊 RUN パーク玉穂など、市内に点在する公園を適切に維持管理し、近隣住民に日常生活のなかでの憩い、安らぎ、遊びの場を提供します。</li> <li>◇ 市民ボランティアとともに公園や公共花壇等を整備します。</li> </ul>	
② 街路樹等を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市道の両側に樹木を連ねて植栽し、緑の並木を作ります。</li> <li>◇ 街路樹の剪定・害虫駆除作業など適切に管理します。</li> </ul>	

<sup>1</sup>都市公園等：都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び地区広場、運動公園、その他それに準ずる施設等を含む

<sup>2</sup>指定管理者制度：地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループ等、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

## (2) 緑化の推進

【公園緑地課 | 都市計画課 | 環境課】

① 緑化によるまちづくりをする	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 緑化推進団体等のネットワーク化、具体的な緑化推進計画の策定、緑化活動を実施します。</li> <li>◇ 市民の緑化に対する意識を高め、花と緑豊かなまちづくりを進めます。</li> <li>◇ 団地間連絡道路沿いに桜・もみじを植栽し、魅力ある景観づくりに努めます。</li> <li>◇ 公の施設や団体に対し樹木を提供します。</li> </ul>
② 家庭・事業所の緑化を推進する★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初心者を対象とした緑のカーテン講習会を実施し、設置の普及を促します。</li> <li>◇ 生垣整備助成や誕生記念樹・新築記念樹の配布を行うことで家庭内の緑化推進を図ります。</li> <li>◇ 事業者の一定規模以上の土地利用に当たっては、緑地等の整備を指導します。</li> </ul>

## ■ 市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 花いっぱい事業の推進に協力します。</li> <li>○ 花の会等のボランティア活動や緑化フェアなどに参加し、緑化意識を高めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 花いっぱい事業の推進に協力します。</li> <li>○ 敷地内における樹木整備を行い、緑化に努めます。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園はマナーを守って使用します。</li> </ul>

## 緑のカーテン

つる性の植物を窓辺に植えて、カーテンのように仕立てた、植物でつくる日よけのことを「緑のカーテン」といいます。夏の強い日差しを抑えることで室内温度の上昇を抑制し、植物の蒸散作用によって周囲を冷やす効果があるため、エアコンの使用を控えるなどの省エネルギーに有効な手段のひとつです。緑のカーテンに適した植物としては、アサガオ、ゴーヤー、ヘチマ、キュウリ、クレマチス等があります。本市では、一般家庭等の「緑のカーテン」の普及を図るため、平成23年度から令和元年度まで緑のカーテンコンテスト及び作品展を実施してきました。現在は、初心者に向けた講習会を行っています。



緑のカーテン作品

# 環境教育等 | 御殿場の環境を後世につなぐ

## 13 環境について知り・考え・行動しよう

4 質の高い教育を みんなに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナシップで 目標を達成しよう

### ■ 課題

- 都市化や情報化の進展に伴い、自然にふれあう機会が減少しており、環境教育の必要性が一層高まっています。富士山麓・箱根山系、里山と農業、生きもの等、地域の環境資源を活かしたきめ細かな体験学習が必要です。
- 環境教育は、総合的な学習の時間をはじめとして、社会科、生活科、理科等、学校教育のさまざまな学習のなかに盛り込まれています。今後、より充実した環境教育を推進していくためには、さまざまな学習活動における環境教育の位置付けを明確にし、それを意識した指導が必要です。
- 環境イベントの内容や開催日時、天候などにより、年によって参加者のばらつきがあります。市民ニーズを踏まえて、参加率が高くなるような環境イベントを企画していくことが必要です。
- 富士山エコパーク焼却センター、再資源化センター、富士山樹空の森等の環境教育施設の活用を図るほか、市街地周辺における環境教育や啓発のための施設の設置が強く求められています。



### ■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	R1 実績	
		中間目標（R2）	最終目標（R7）
◎環境教育イベント・講座などの参加者数	987人	554人 1,100人	1,200人
富士山豆博士認定者数（累計）	5,805人	7,371人 8,800人	9,800人

### ■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

（1）環境教育の充実と市民の環境意識の向上		【環境課   学校教育課】
① 学校等での環境教育を充実させる★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学習活動における環境教育の位置付けを明確にし、それを意識して指導していきます。</li> <li>◇ エネルギー資源についての学びやりサイクル活動などを通し、エコライフへの関心や物を大事にする心を育てます。</li> <li>◇ 学校や地域の行事において、御殿場市のさまざまな環境要素を体験できるような取り組みを推進します。</li> </ul>	
② 地域の環境資源や人材を活用した環境教育を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自然観察会を実施し、市民や小中学生が身近な自然について学び、直接ふれあう機会を提供します。</li> <li>◇ 富士山基金を活用し、富士山の自然環境の維持保全活動、富士山の学術・文化の振興に寄与する事業、「ごてんばの富士山豆博士事業」などを実施します。</li> </ul>	
（2）環境情報の充実		【環境課】
① 環境情報の収集と発信を行う	◇ 環境に関する情報を収集するとともに、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送など、さまざまな媒体を用いて、分かりやすい環境情報の発信に努めます。	



## ■市民・事業者・滞在者の取り組み

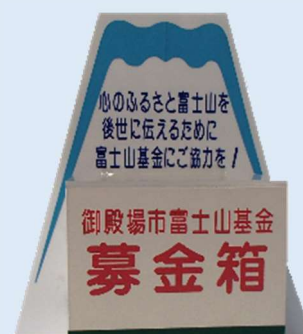
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境に関するイベントに積極的に参加します。</li> <li>○ 家庭で環境問題を考え、できることから実践に移します。</li> <li>○ 地域や市民団体等では、子どもたちが自然体験できる催しを積極的に開催します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境に関するイベントに積極的に参加します。</li> <li>○ 社員に対する環境教育を行います。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 滞在先の環境について興味を持ち、調べます。</li> </ul>

### 富士山基金

富士山の雄大な自然を守り、豊かで、美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。

基金の適切な活用を図るため、基金の使用に当たっては、「御殿場市富士山基金委員会」への諮問、答申を経て、富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興などの資金として活用しています。

平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録されたことを受け、更なる有効な活用方法を検討していきます。



御殿場市富士山基金募金箱

### ごてんばの富士山豆博士事業

本市では、富士山の豊かな自然と恵みを後世に継承するために「富士山基金」の一部を活用して「ごてんばの富士山豆博士事業」を実施しています。

富士山豆博士事業とは、御殿場の子どもたちが富士山に関することを学び、触れ、親しむことで新しい発見をし、身近な存在である富士山の大切さや素晴らしさを再認識することを目的とした事業です。

平成18年度から市内の小中学校16校を対象に毎年4校ずつ(平成30年度からは市内小学校10校を対象に2校ずつ)地域性を生かした富士山学習を実施しており、令和元年度までに7,371人の児童生徒が富士山豆博士に認定されています。



# 環境教育等 | 御殿場の環境を後世につなぐ

## 14 環境活動を広げよう

### ■ 課題

- 市民や事業者が自主的に環境活動を広げていくための情報提供や、経済的支援などの体制づくりが必要です。
- 市民・事業者・市がそれぞれに知識と技術や人材を提供し合い、環境に関する取り組みを協働で進めることができる仕組みづくりが必要です。



### ■ 数値目標（◎印は第一次計画から継続）

指標	基準年度（H26）	R1 実績	
		中間目標（R2）	最終目標（R7）
◎エコアクション 21 <sup>1</sup> 認証取得事業所数（累計）	29 社	36 社 40 社	50 社
環境活動に係る市民協働事業数（累計）	26 事業	34 事業 40 事業	50 事業
御殿場エコサポーター <sup>2</sup> 登録件数（累計）	0 件	31 件 30 件	60 件

### ■ 市の推進する取り組み（★印は重点取組）

（1）環境活動の支援及び各主体が協働で行うしくみづくり		【環境課   市民協働課】
① 環境活動への支援・協力を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境保全活動などを実施している団体等への支援・協力に努めます。</li> <li>◇ 事業者へ環境マネジメントの取り組みについてのセミナーを開催するなどの支援をします。</li> <li>◇ 環境開発部門や環境保全に積極的に取り組んでいる企業の誘致を推進し、積極的に情報発信します。</li> </ul>	
② 各主体が協働で行うしくみをつくる★	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 御殿場市民活動支援センターと連携し、各種団体への支援を実施します。</li> <li>◇ 市民協働事業モデル地区事業<sup>3</sup>や市民協働型まちづくり事業<sup>4</sup>を活用し、各主体の協働による環境活動を推進します。</li> <li>◇ 環境保全活動に取り組む団体等の把握に努めるとともに、情報提供や、連携のための支援をします。</li> </ul>	

<sup>1</sup>エコアクション 21：中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

<sup>2</sup>御殿場エコサポーター：平成 29 年度より御殿場市内で継続的に年 1 回以上、環境保全活動を実施または予定しており、かつ一定の条件を満たす市民・団体・事業所を御殿場エコサポーターとして登録し、市広報誌による活動周知や環境保全活動の情報共有を行っている。（第 6 章に記載の「仮称：御殿場エコサポーター」は「御殿場エコサポーター」に読み替える。）

<sup>3</sup>市民協働事業モデル地区事業：各区の問題解決の方法として、平成 15 年度より御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区補助金を交付している。これは、区単位でのワークショップを開催し、地域住民の力で課題解決を図り、明るく住み良い個性豊かなコミュニティづくりを目指すため、その期待できる事業に対し交付するもの。

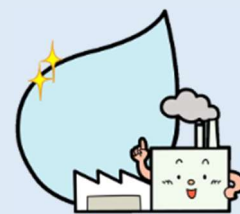
<sup>4</sup>市民協働型まちづくり事業：平成 17 年 4 月に御殿場市市民協働型まちづくり推進指針を策定し、市民参加のまちづくりを目指し、市民協働型まちづくり推進協議会にて市民協働事業の進め方などを検討してきた。平成 18 年度から市民と行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む“市民協働事業”を募集し、審査会を経て事業を決定して実施している。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境リーダーとして活動します。</li> <li>○ 一人ひとりが環境リーダーとなる意識を持ちます。</li> <li>○ 環境リーダーに協力して、環境に対する各種取り組みを率先して行います。</li> <li>○ 積極的に環境保全活動に参加します。</li> <li>○ 家庭や学校、自治会、地元商店、事業者、各種団体等との交流を積極的に行います。</li> <li>○ 環境施策に係る市民参画の機会には積極的に参加します。</li> <li>○ ボランティア同士の横のつながりを持ちます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境リーダーを育成します。</li> <li>○ 環境保全に積極的に努めます。</li> <li>○ ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得など、環境マネジメントシステムを導入します。</li> <li>○ 地域の環境活動に積極的に参加・支援します。</li> <li>○ ボランティア活動に参加する従業員を支援します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 滞在先で実施している環境保全活動などへ積極的に参加します。</li> </ul>

環境マネジメントシステムとは

事業者が事業活動を行うと、二酸化炭素やごみ、排水など環境への負荷が少なからず発生しますが、その負荷の量はできるだけ減らしていくことが必要です。そこで、事業者が自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくための有効なツールとなるのが「環境マネジメントシステム」です。



環境マネジメントシステムは、事業者が省エネルギーや省資源の取り組みを進めるに当たり、環境に関する目標を定めて、組織が一体となって取り組んでいくための仕組みをいいます。環境マネジメントシステムの有名なものとしては、ISO14000 シリーズ やエコアクション 21 等があります。

環境マネジメントシステムの効果としては、①省資源や省エネルギーを通じて、経費節減や管理体制の効率化につながる、②環境保全に対するさまざまな規制や要請に効果的に対応することができる、③環境に配慮した企業であることを証明することで、消費者等へアピールできる、などがあります。

興味を持ったもの、できることから参加してみよう！

環境活動にはいろいろなものがあります。

まずは自分が興味を持ったことや、できそうな活動から気軽に参加してみましょう。



自然観察会



植樹活動



環境美化活動



フリーマーケット

## 富士山憲章

富士山の貴重な自然を次代に引き継いでいくことを目指して、静岡県と山梨県が平成10年に策定した憲章です。平成9年の「富士山サミット」の開催や、「富士山環境保全共同宣言」の発表などを受けて、富士山はひとつであるという共通認識の下、両県が連携して富士山の環境保全に取り組むことを確認したものです。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

